

(対象化学物質数は改正前令和3年9月時点の数)

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

【目的】

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

【指針（※）】 ※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等、国民の理解を図るよう努めなければならない。



・人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を事業者が把握し、都道府県知事を経由して国に届出。
 ・国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。
 <対象化学物質>
 第一種指定化学物質（462物質）が対象。
 <対象事業者>
 ・対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
 ・従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
 ・取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5 t以上）ある事業所を有する事業者等

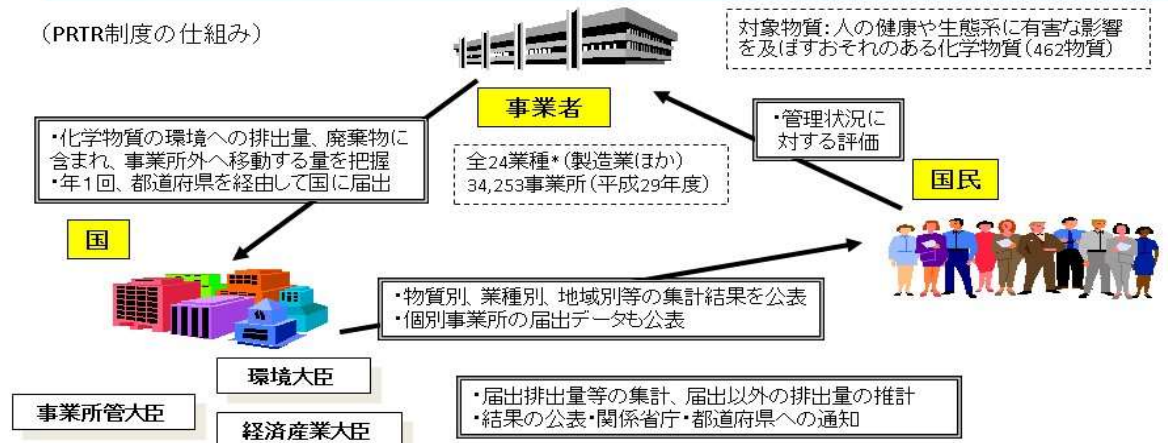
・有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
 ・化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。
 <対象化学物質>
 ・第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。
 <対象事業者>
 ・対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者譲渡・提供する事業者が対象。

化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度）

制度の概要

- ・化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
- ・経緯：平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づき導入
- ・目的：事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進し、環境の保全上の支障を未然に防止
- ・対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表

(PRTR制度の仕組み)



*全24業種: 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所